

令和6年度大分県職員採用情報広報動画等作成委託業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度大分県職員採用情報広報動画等作成委託業務

2 目的

本業務は、主に大分県内での就職・転職を検討する学生や社会人に対して、大分県職員のやりがいや魅力が伝わる動画等をSNS等で発信することで、大分県職員への就職について興味や関心を持ってもらうことにより、ガイダンス参加者数及び受験者数の向上につなげることを目的とする。

「大分県職員採用ポータル (<https://oita-recruit.com>)」は運用開始から約2年が経ち、大分県職員の業務概要や職員のインタビューの情報発信や受験申込など、大分県庁に入庁するために必要な情報を発信する、利便性の高いポータルサイトとして確立してきている。今後も、大分県職員の情報を発信していくサイトとして更なる周知を目指し、Instagramのリアル投稿などを活用して、これまで大分県職員に興味があるが受験まで至らなかった潜在層の獲得を意識した情報発信を展開していくため、本業務を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 本業務のターゲット

(1) 本業務のターゲット等の設定

(ターゲットの考え方)

・本業務におけるターゲットの考え方は以下表に示すとおりとする。

地域	大分県内の高校生、県内外で進学・就職した学生や社会人
性別	男女問わず
年代	ターゲット①：新卒の学生 ターゲット②：転職を検討中の社会人
置かれている状況	卒業後は大分県で就職したいと考えている 民間企業か公務員で迷っている 大分県内で働くことができる公務員であっても国や市町村と迷っている 大分県が出身県ではないが、近県で良い就職先を探している 両親・学校の先生から公務員を薦められている SNSを活用した情報収集をしているが取捨選択をしている
興味・関心	住み慣れた地元のために働きたい（地域貢献・観光など） ワーク・ライフ・バランスを大切にしている（私生活・福利厚生など） 今後のキャリア形成について考えている（やりがい・働き方など）

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は以下表に示すとおりとする。

行動変容	大分県庁への就職に興味・関心を持ってもらい、「大分県職員採用ポータル」を閲覧してもらう
------	---

5 業務内容

(1) Instagram のフィード投稿及びリール投稿用動画の作成

「ターゲットに起こしてもらいたい行動変容」を促すフィード投稿及びリール投稿用動画を作成すること。

・投稿の内容

- ア 「大分県職員採用ポータル」へのアクセスに誘導できる内容とすること。
- イ ターゲットごとに大分県職員に興味・関心を持てるような内容とすること。
- ウ 大分県職員には様々な職種があることを念頭に作成すること。
- エ リール投稿用動画及びフィード投稿用画像と投稿文を合わせて作成すること。
- オ 作成本数はフィード投稿5本以上、リール投稿用動画5本以上とする。なお、構成はそれぞれ2パターン以上作成すること。
- カ リール投稿用動画の再生時間は30秒から1分程度を想定している。リール投稿用動画の制作に当たっては、サムネイル画像制作も併せて行うこと。
- キ 投稿の構成は、成果物納入後も、県職員が継続して制作・投稿ができるものとする

(2) 公式SNSアカウント (Instagram、Facebook、YouTube) のプロフィールデザイン

- ア キャッチーなアイコンを作成すること。(大分県庁の公式キャラクターの使用も可)
- イ アカウントを閲覧した方に、本アカウントの概要が伝わり、親しみやすさを感じるようなプロフィール文を作成すること。

(3) 来年度に向けた広報計画の提案

「ターゲットに起こしてもらいたい行動変容」を達成するために、(1)で作成した動画等をより多くのターゲットに視聴してもらうため、目標設定、媒体、費用、効果等を具体的に記載した広報計画を提案すること。なお、予算規模は100万円程度とする。

(大まかな年間スケジュール)

- ・4月～11月 試験実施 (各試験ごとに約1か月程度申込期間を設定)
- ・12月～3月 広報活動 (大学訪問や就職説明会等に参加)

6 提出物及び成果物

(1) 提出物

- ・契約締結後、速やかに委託業務スケジュールを提出し、承認を受けること。なお、委託者との協議により修正できるものとする。

(2) 投稿動画等

- ・本業務により制作した動画等は、制作完了後、随時データにて納品すること。なお、データにおいては編集可能なものを納品すること。

・本業務により制作した動画等の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- ② 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ③ 受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(3) 成果物等

・業務完了後、以下のものを納品するもの。

- ア 本業務による成果物（動画等）
- イ 来年度に向けた広報計画
- ウ 業務完了通知書

7 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

8 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、業務を進めるものとする。
- (4) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定することとする。なお、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7) 以上に定めるもののほか、本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。